

## 一般社団法人 バリ取り・表面仕上げ・洗浄協会 会則

### （協会の名称）第一条

本協会は「一般社団法人 バリ取り・表面仕上げ・洗浄協会（DSC協会）」と称し、本協会の会員を会員」と称す。

### （協会の目的）

#### 第2条

本協会は、日本国内の製造業における製品の高機能化・高品質化に伴う精密表面仕上げ技術の最終工程としてのバリ取り・表面仕上げ・洗浄技術に対して産業界、官公庁及び学術研究機関の技術者ならびに研究者との学術交流や情報交換を促進する事により、新しい加工技術の開発や生産技術の向上を図ることを目的とするものである。また、これらの技術者等および研究者等を中心に講演会、関連企業による各地域での専門展示会、研究見学会等を通じ国内製造業のバリ取り・表面仕上げ・洗浄技術の問題解決、技術向上を目的とした団体である。

### （協会の会員）

#### 第3条

本協会は法人会員、賛助会員、個人会員より構成される。

- 1.法人会員はバリ取り・表面仕上げ・洗浄分野の製造業の経営者、技術者、商社、研究機関の研究者等で本協会趣旨に賛同し、本規約に同意する者。
- 2.賛助会員は、前記1法人会員の法人に所属する個人で、法人ではなく個人として入会する者。  
**ただし、展示会への出展は認めない。**
- 3.個人会員は、大学、研究所等の教員、研究者および理事会が承認した者で、理事会で入会することを認めた者。
- 4.特別会員：大学および公的機関に所属し、この法人に十分に貢献し得ると理事会が承認した者。
- 5.登録者数は下記を基準とする。

「会員別登録者数」。

法人会員	□数×2名
賛助会員	1名
個人会員	1名
特別会員	1名

### （入会資格）

#### 第4条

本協会の会員の要件

- 1.会の基本理念を理解・賛同し、本協会則および細則を厳守する事に同意し、かつ以下の各項に該当する方
- 2.本協会の会員としてふさわしいと認定された品位と社会的地位を有する方
- 3.性別、国籍は問わない成人であること
- 4.反社会的勢力及びそれに準じるものでないこと
- 5.会員・協会理事（事務局を含む）の推薦を受けた方
- 6.上記の条件を満たし、本協会の理事会承認を受け、支払い期間内に年会費を納入した方

(入会手続き)

#### 第 5 条

本協会への入会を希望する方は、所定の手続きを行った上で入会申請書を事務局に提出する。  
その際、既存会員・協会理事（事務局を含む）の紹介を要する。  
年会費は本協会に一括納入する。

(事業年度)

#### 第 6 条

本協会の事業年度会計は、毎年1月1日から翌年の12月31日までとする。

(会費)

#### 第 7 条

会員年会費は下記の通りとする。

「年会費」

\*法人会費 一□ 12万円(月/1万円) 不課税

「社員数」

1~50名 1□

51~300名 2□

301名以上 3□

\*賛助会員(理事会が認めた個人) 6万円/不課税

\*個人会員(理事会が認めた個人) 3万円/不課税

\*特別会員(理事会が認めた個人) 免除

- 1.法人会員は上記条件、年会費一□ 12万円を任意□数で支払うこと。
- 2.賛助会員および個人会員・特別会員は理事会が入会資格あり、認めた方に限る。
- 3.会費は入会時、協会の指定口座に振込むこと。振込手数料は会員の負担とする。
- 4.年度途中の入会は、月割りで算出する。
- 5.特別な行事等で理事会の承認を経て、特別会費を徴収する場合がある。
- 6.理事会等の決議で年会費を追加・変更する場合がある。

(届出事項の変更の報告)

#### 第 8 条

会員は、所属する企業や所在地、連絡先、役職等変更および入会時の情報に変更が生じた時は速やかに本協会事務局に報告すること。

(会員の権利)

#### 第 9 条

会員は本協会の事業活動に参加及び情報提供を優先的に受ける権利がある。  
会員は本協会企画、各種会合、各種行事へ参加する権利を有する。

(事業活動の内容)

#### 第 10 条

会員は、次の事業への参加および事前の目論見書の提出および理事会の承認を得たうえで協賛・主催等ができる。

- ・専門分野での講演会・講習会の開催
- ・全国各地域 47 都道府県での専門展示会の開催、出展、セミナー開催
- ・企業・個別勉強会開催
- ・関連企業の工場研究見学会の開催
- ・専門出版物の発行
- ・専門業界誌との連載及びニュースリリースの発行
- ・協会ホームページの開設、運用

(会員の義務)

第 11 条

会員は本協会が定める本規約則を厳守すること。

(会員資格の譲渡)

第 12 条

会員資格をいかなる場合でも他人に譲渡する事は出来ない。

(禁止事項)

第 13 条

会員は以下の行為は禁止する。

- 1.本協会の運営を妨害する行動
- 2.会費滞納が半年以上続く行為
- 3.本協会及び会員の誹謗中傷する行為
- 4.本協会を利用して選挙運動、事前運動行為、公職選挙法に抵触する行為
- 5.本協会を利用して宗教的行為、活動、加入等の勧誘活動の行為
- 6.会員から新資格等の取得情報の本協会の認可なく使用する行為

(除名)

第 14 条

会員が本規約及び定款第 3 条に定める義務を怠り、本協会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合、理事会において理事出席数の 3 分の 2 以上の議決権を得て、当該会員に対して除名処分とする。

なお、本協会が除名処分する場合、当該会員に除名理由を説明しない。

(会員資格の喪失)

第 15 条

会員は次の事由により退会となり、その資格を喪失する。

- 1.退会の申し出を行い、本協会がこれを認めた場合除名された場合
- 2.会員が死去された場合
- 3.破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ自ら申立てた場合
- 4.他の会員、本協会、運営会社又は第三者を誹謗中傷する行為及び本協会の名誉、信用を傷つけ、秩序を乱し、また他の会員に対して同様の行為を行った場合
- 5.その他、会員としての品位を損なう行為があつた場合

(退会について)

第 16 条

会員が本協会の退会を希望する場合は、事務局に書面にて退会届を提出すること  
ただし、前条の 1 の場合を除き、退会届の提出は会員資格の喪失の効力に何らの影響も及ぼさない。なお、退会の場合、退会会員がすでに支払った会費に付いては返金されないものとする。

(本協会の廃止)

第 17 条

天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化または本協会の都合により必要と認められる場合、サービスの一部または全部の利用の制限および一時休止ならびに廃止することができる。この場合は、本協会は利用者に対して賠償責任を負わない。

(個人情報取り扱い)

第 18 条

本協会は、会員の情報を厳重に取り扱い、本協会の運営に関わる活動においてのみ利用するものとする。

(守秘義務)

第 19 条

会員各位の間の交流等で得られた技術上のノウハウ等は、他者に対して守秘義務を負うものとする。

(会則内容の変更手続きについて)

第 20 条

本規約の変更については、理事会の 2/3 の同意が必要になる。その後会員企業に対して、会則の変更内容を発表し、一か月を経過しても会員から異議が出なかった場合、全会員が当該会則内容の変更同意したものと認める。

(準拠法)

第 21 条

本会則は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとする。

以上

付則 この会則は理事会(令和 5 年 3 月 8 日)の議決をもって準用を開始する。

この会則の改正は、理事会(令和5年7月20日)で決議・承認をもって準用を開始する。

この会則の改正は、理事会(令和6年12月9日)で決議・承認をもって準用を開始する。

## 一般社団法人バリ取り・表面仕上げ・洗浄協会入会申請書

ご希望の会員区分に○を付けて下さい。尚、法人会員の場合は口数を記入下さい。

法人会員（ <input type="checkbox"/> 12万円/年） 申込口数（            ） <input type="checkbox"/>	個人会員（3万円/年）
賛助会員（6万円/年）	

紹介者名①

紹介者②

※紹介者を2名お書き下さい。

申請者情報（連絡先担当者の情報を記入して下さい。）

氏名		部署 役職	
TEL		FAX	
Eメール		携帯	
宛先	〒	<input type="checkbox"/> 個人宅 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> その他	
会社名		その他	

会社情報の記入

会社名/ 団体名	
TEL FAX	
本社所在地	〒
連絡先所在地	〒
資本金	
業種	
ホームページ	

本協会会則に同意し、入会を希望します。

申請日        年        月        日

署名 \_\_\_\_\_ 印

一般社団法人バリ取り・表面仕上げ・洗浄協会

〒144-0046 東京都大田区東六郷 2-19-8-407

FAX:03-5744-7893

pri.nakano@gmail.com

（中野）

協会HP<https://www.dscjapan.or.jp/>